地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

下北地域の暮らしを支える港づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3. 地域再生計画の区域

青森県下北郡大間町の区域の一部(大間港及び奥戸漁港)

4. 地域再生計画の目標

計画区域である青森県下北郡大間町は、北は大間岬、南は日本三大霊場の一つである恐山々系に囲まれた、好漁場と豊かな森林が広がる漁業と林業を基幹産業とした下北半島北部に位置する。気候は、冬は日本海型に分類され、北西の季節風が強く、平野部で1メートル、山間部で2メートルの積雪がある一方、夏は太平洋型に分類され、春からの冷涼な偏東風と濃霧により、平均気温は低く日照時間も少ない。

大間港は、本州最北端の港で津軽海峡に面し、対岸の北海道函館市と極めて近い地理的条件にあるため、古くから海峡を往来するフェリーと水産業の基地として栄えている。水産業については、津軽海峡という良好な漁場に恵まれ、特にクロマグロの一本釣りが有名で活況を呈している。また、フェリー航路が国道 279 号の海上区間に位置付けられていることから、大間港は国道とフェリー航路との結節点として重要な役割を担っている。

また、フェリーは地元住民にとって、函館へ渡るための生活に欠かせない交通手段であり、通院や 買い物など日常生活と密着した重要な生活航路となっている。

このような利用形態の中で、冬期間には、うねり等により港内の静穏度が低くなるため、フェリーの離着岸時のみならず、係留中の岸壁衝突など極めて危険な状況下で、欠便となることもあり、漁船を含めて、港内の安全性向上が緊急の課題となっている。

一方、奥戸漁港は位置的には大間港と同じく、本州最北端の大間町にあり、津軽海峡に面した漁港である。地区人口に対して漁業就労者が多く、水産業が地域経済の基盤を支えている。周辺海域は豊富な水産資源を有しており、主たる漁業はクロマグロの一本釣り、採貝・採藻漁業等の沿岸漁業であり、特に「大間産マグロ」は全国トップクラスのブランド力を持ち、東京築地の市場でも好評を得ているほか、天然コンブは品質が良く、特産品として県内はもちろんのこと関西方面にも出荷されている。

また、本漁港は盛漁期には300隻を越える利用が有り、漁業生産活動や操業準備活動が行われ、生産拠点漁港としての重要な役割を担っている。しかしながら、激浪時には防波堤からの越波により、また、漁港内泊地の風波により港内の静穏度が低く、漁船の安全な係船及び陸揚げ作業に支障を来しているため、早急な改善が必要である。

地域が抱えるこうした課題を解決するため、本計画では大間港において外郭施設を整備してうねり 対策を強化し、奥戸漁港では外郭施設及び係留施設を改良して生産拠点としての機能強化を図ること により、地域住民活動の安全安心な港湾及び漁港を整備し、地域の活性化を図るものである。

(目標1) 大間港港内静穏度の向上によるフェリーの安定的な就航

地域住民の経済交流の拡大による地域の活性化を図る。

○ フェリーの就航率の向上92% (1~3月、10~12月の過去2か年平均値)から98% (4~9月の過去2か年平均値並)に向上

(目標2) 漁業活動の安全性及び効率性の向上

水産生産基盤としての漁港機能の強化により、漁業活動の安全性及び効率性向上を図る。

O 安全係船岸充足率 (奥戸地区) 荷捌所前係船岸の安全係船岸充足率 50% (H24 年度末) から 100%に向上

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

青森県北部地域の産業及び経済の振興に寄与し、地域住民の安全安心な暮らしを支えるため、大間港についてはフェリー船舶の航行安全性の向上と就航率向上のための防波堤整備、奥戸漁港については漁業活動の安全性及び効率性向上を図るための防波堤及び係船岸の整備(改良)を行う。これにより、大間町の生活圏への交通手段の定時性の確保及び奥戸漁港の水産生産基盤の機能強化を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項(地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する場合のみ) 該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- 港湾施設 地方港湾 (大間港) 青森県
- · 漁港施設 第二種漁港(奥戸漁港) 青 森 県

[事業期間]

- · 港湾施設 平成 26 年度~平成 30 年度
- 漁港施設 平成 27 年度~平成 30 年度

「整備量]

- ・ 港湾施設・・・外郭施設
- ・ 漁港施設・・・外郭施設、係留施設

[事業費]

総事業費 1,800,000 千円

港湾施設 1,000,000 千円(うち交付金 400,000 千円)

漁港施設 800,000 千円 (うち交付金 400,000 千円)

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5-4 その他の事業

基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

(1)港湾整備

大間港の利便性の向上のため、他事業により港湾施設(波除堤)の整備を実施する。

(2)漁場整備

県では、水産業の振興を図り、かつ、水産資源の維持・持続的活用を推進するため、継続的な 漁場整備を実施する。

6. 計画期間

平成26年度~平成30年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

青森県は、計画終了後に4に示す目標に照らし調査・評価し、県ホームページで公表する。また、 必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、学識経験者等で構成する第三者委員会「公共事業再 評価等審議委員会」で施設の整備状況等について評価・検討を行う。